

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第3回社会教育委員会議
開催日時	令和2年2月20日(木) 午後7時00分から 午後8時30分まで
開催場所	中央公民館201研修室
出席委員(者)氏名	新井一弘、高田明充、峯健二、西澤利子、倉本則子、吉澤力、 中山宏司、能登克巳、鈴木博、佐々木絹子、西田忠男、浅見洋 子、酒井淳一、中島眞由美、郭育子 計 15名
欠席委員(者)氏名	計 0名
担当課職員職氏名	生涯学習課 課長：宗像浩、補佐：程田浩司 中央公民館 館長：佐々木清匡、係長：森田武 計 4名
会議の次第 及び会議の 公開又は非公開の別	議 事 (1)令和2年度社会教育(生涯学習)事業計画について (2)成人式の在り方について (3)社会教育施設の利用の方法について 【全て公開】
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1 令和2年度社会教育(生涯学習)事業計画について ・ 資料2-1 成人式の在り方について(答申)【案】 ・ 資料2-2 成人式の在り方について《ご意見要旨まとめ》 ・ 資料3 社会教育施設の利用事例 ・ 当日資料 プレスリリース「市主催のイベントを4月末まで原則、中止します」 ・ 当日資料 リーフレット3種(大沢雄一物語、宮崎吉之助物語、富山栄市郎物語)
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	・ 峯委員、佐々木委員
その他の必要事項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）	
事務局	1 開会
委員長	2 委員長あいさつ
事務局	3 新型コロナウイルスについて ・当日資料に基づき説明。
	4 会議録署名委員の指名について、峯委員、佐々木委員を指名した。
	5 議事
委員長	(1) 令和2年度社会教育（生涯学習）事業計画について
事務局	・事務局より説明を求める。
委員長	・資料に基づき説明。
委員	・何かご意見・ご質問はあるか。
	・生涯学習系の事業において家庭教育学級と社会教育関係団体支援は交付金および補助金で運営しているとあるが、それ以外の事業はボランティアで運営されているのか。
事務局	・子ども大学よしかわや子どもの体験活動も補助金を交付している。また、家庭教育講座に関しては市直営で開催している。
委員	・対象が不特定多数の人など、補助金の交付に関しては何か基準があるのか。
事務局	・市で補助金を交付する際は、要綱や規則を作成する必要がある。直近だと、地域寺子屋事業や子ども大学よしかわに対する交付金が新設されている。地域寺子屋事業は社会教育委員会から、教育委員会への提言を受けて立ち上がった事業である。子ども大学よしかわは埼玉県が強力で推進している事業であり、ワタナベ学園の協力のもと運営している。いずれも子どもたちに学校では学べないような様々な体験ができるということから交付金が認められたという事例である。また、ステップアップ助成金として市が活動している団体を支援する制度もある。
委員	・公民館事業計画の社会科見学会について意見を聞きたい。毎年平和バスツアーを市民参加推進課でも行っているが、公民館事業として、公民館でも社会科見学会を開催するにあたり、住み分け等どのように考えているか。
事務局	・平和バスツアーは時期が8月の中旬とほぼ固定されている。開催時期がかぶらない様にする、そして類似施設等の見学は避けることに注意している。また、この事業は社会教育を推進するのが目的であるため、このあたりを内容に盛り込んでいる。
	(2) 成人式の在り方について
委員長	・事務局より説明を求める。
事務局	・資料に基づき説明。
委員長	・何かご意見・ご質問はあるか。
委員	・資料にある、「時代を担う青年」は、「次代を担う青年」ではない

事務局 委員	<ul style="list-style-type: none"> か。 訂正する。 資料の今年度の新成人対象人数が、第2回の委員会の資料の人数と異なるが、増えたという認識でよいのか。
事務局 委員	<ul style="list-style-type: none"> 人数に関しては直近の人数と入れ替えている。 成人式の式典後のアトラクションの内容について聞きたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 例年成人式実行委員に考えてもらっている。概ね、実行委員が当時お世話になった先生のもとへ訪れて撮影したビデオレターを流すことが多い。当日、生出演した先生もいた。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館ホールの定員は何名か。
事務局 委員	<ul style="list-style-type: none"> 全体では509名。そのうち車イス席が3名。 今年度の成人式は何名が式典時にホール内に入れなかったのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ホール内に425名入り、モニタールームへの案内が57名であった
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 他に意見がなければ、このような形で答申を教育長に提出する。今後のスケジュールを伺う。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育委員長名で教育長へ答申を提出した後、令和2年2月21日の教育委員会に上程する。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育委員会議において議論した内容であるため、全ての委員の名前も添えて提出したい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 承知した。教育委員会において承認が得られた後は、プレスリリースをして、各報道機関に発表をする。また、吉川市議会議員にも通知し、広報4月号においても、成人式の対象年齢の公表をする。
委員長 事務局 委員長 委員	<p>(3) 社会教育施設の利用の方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局より説明を求める。 資料3、事例1について説明。 事例1について皆の意見を伺う。 花材費のみ実費という表現がよくない。参加者は花材がいくらかかっているのかわからない。実際2000円の花材に対して4000円の花材費を参加者に請求することもできてしまう。講師料が無料であるとなると、なおさら花材に対して上乘せをしているのではないかと疑ってしまう。花材費と区分けし講師料を取り、花材費は実費のみの請求であれば非営利と思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 基本営利の活動は望ましくない。事例では花代についてだが、お店の宣伝になるようなことをしてはいけない。難しい基準ではある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 主催が誰かというのが重要である。例えば、公民館が主催で講師を招き、参加者に体験させる事業であればよいが、花屋自らが主催であり、不特定多数の人を呼ぶような教室だとしたらサークル活動ではないと思う。
委員 委員	<ul style="list-style-type: none"> 通常サークルは会員から費用を徴収し、会計を別に設置している。 公民館でフラワーアレンジメントを教えていると謳い、その活動内容をポスターなどにして自らのプロモーションに利用することもできてしまう。間接的に営利の活動となるだろう。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 吉川市には文化会館がないため公民館が文化会館の役割を担っている部分もある。公民館はそこでの活動が社会貢献に繋がるとよい

<p>委員</p>	<p>が、おあしす、地区センターとなると、公民館ほど社会貢献にこだわる必要はないと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店長が教えるのではなく、お店の方が公民館に団体登録をし、別の講師の人がフラワーアレンジメントを教えるのであればよいのでは。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この事例は実際おあしすに申請があり、営利団体として登録をしたもので、営利の料金を払っていただき事業を開催したものである。問題なのは、同様のケースで申請者が営利ではないと主張する時である。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設と社会教育類似施設というのは何が違うのか。どこかに明記されている内容なのか。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設とは社会教育法によって規定がされている。社会教育類似施設とはおあしす、旭地区センターなどの公共施設であるが、社会教育法による規定はない。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用している団体にとってはその住み分けが理解できているとは言いがたい。住み分けを明確にし、公表しておかないと利用者は混乱するだけである。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとってはおあしす、中央公民館、旭地区センターどれも市の施設としてしか認識がない。そのため、施設間の利用基準が違うことで混乱するのはもっともである。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の人に社会教育施設と社会教育類似施設の違いを説明してもなかなか理解してもらえない。そのため社会教育法の縛りがある公民館は利用しにくいという意見がある。
<p>委員長 事務局 委員長 委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事例2の説明を求める。 ・資料3、事例2について説明。 ・事例2について皆の意見を伺う。 ・自分たちで企画し、利用申請などを行いサークルを運営することで、サークルの成長もある。サークル会員の申請が困難な状況であっても、その中でどうすれば申請ができるのかを考えるのがサークルとして必要なことであると思う。自分たちがサークル活動をしたいのであれば、会員同士で助け合うことがサークルとしての成長、果ては人の成長にも繋がってくるのではないか。公民館であればその役割は手放せない。講師が申請してしまっただけの習い事と変わらない。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・講師が手続きに来たかどうかというのは手続き上の問題であって、その活動が社会教育施設にふさわしいのかを見極めるのが先決だと思う。陶芸サークルを例に挙げると、以前は講師を招き陶芸を教わっていたが、講師の方に不幸があり、今は講師がいない状況で活動をしている。サークル会員は講師に教わったことを今でも忠実に守り、活動は続けている。
<p>事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料に対して補足がある。講師が申請する場合、仮に営利扱いになると材料費もあるため、費用は上がってしまうことになる。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安く運営したいのであれば、会員が申し込むべきだし、講師が講座を仕切りたいのであれば営利料金を払うのがよい。
<p>委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ例を挙げると、美術協会の水彩サークルは講師を招き、会員の会費から講師料を払っている。会員は趣味の延長として絵画を習う

	<p>ことで満足できている。社会教育施設の利用の在り方としては主催する側がどれだけ満足のいく活動ができているのかというのを重く見るべきである。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 事例2もおあしすでの実際の出来事で、営利扱いとしている。事例1および2ともに、講師本人が申請をすると講師側が主催になるため営利として許可をしている。各施設長は申請時にその場で判断をするため、現在は申請者本人が講師であり、なおかつ参加費等を徴収するかどうかで判断をしているのが実情である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 次回に講師でなく会員が申請に来たときは非営利になるか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 内容を確認してになるが、非営利としての許可になるものである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> おあしすに申請にいったが空き部屋がないため、中央公民館に申請に来た。しかし団体登録をしていないと仮に空き部屋があったとしても利用できないという不満の声がしばしばある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 公民館で当日利用を認めると混乱を招く可能性がある。団体登録をしていないと利用できないということをもっとPRすべきでは。
委員	<ul style="list-style-type: none"> もっと周知に向けてPRすべきという点と、当日利用を認めるという点も一つの選択肢として検討もしているので、次回の委員会でも委員の意見を聞いていきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育法がある中で、市町村単位で運用の在り方を定められる範囲がどこまであるのかがわからない。法律上、最低限守らなければいけない部分もあると思うのでそのあたりを示してほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育法の中には、公民館は団体登録をしていないと利用できないという規定はない。団体という定義が何名を示すかも記載がないため、このあたりの運用の在り方を検討する余地はある。どうすれば市民のために使いやすい施設になるのか、委員の意見を伺い改善していきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 次回、社会教育法の範囲を示していただき、社会教育施設の利用について議論を交わしたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 次回、社会教育法の範囲を示していただき、社会教育施設の利用について議論を交わしたい。
委員	<p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 特になし
委員	<p>6 閉会 (20:30)</p> <p>副委員長よりあいさつ</p>
委員	<p>以上、この会議の内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。</p>
委員	<p>令和 2 年 4 月 21 日</p>
委員	<p>署名委員 峯 健二</p>
委員	<p>署名委員 佐々木絹子</p>